

MIU通信

Appleは2026年6月25日、日本国内で販売するMac、iPad、Apple TV、HomePod、Apple Vision Proなどの価格を一斉に改定しました。さらに7月18日、iPhone / Apple Watch / AirPods等も値上げされました。世界的な半導体・メモリ価格の高騰と、記録的な円安水準が重なったことが主な要因だそうです。今夏辛いのは暑さだけにしてほしいです。

Spotlight検索の便利な使い方

MacOSにはSpotlight検索と言う便利な機能があります。

ファイルやフォルダの検索等で利用することもあるかと思いますがそれ以外にもアプリの起動や計算、単位換算等が可能です。

起動方法はメニューバー右端の虫眼鏡アイコンをクリックするか、「command」キー+「space」キーで起動できます。

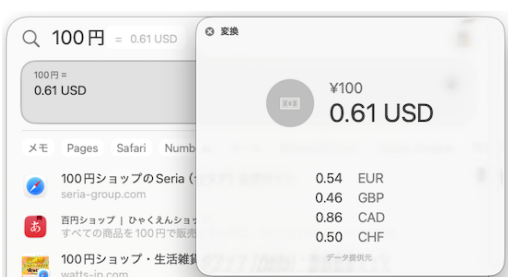
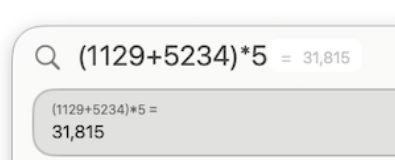


Spotlight 検索



アプリの起動はアプリ名を全て入力しなくても一部を入力するだけで候補が表示されます。

また、数式を入力して計算したり、単位変換等も簡単に指定できます。



MacOS13(Venture)以降であればクイックルックでプレビューすることができます。

検索結果から表示したい項目を選択し「space」キーを押せば内容がプレビューされます。



2026年8月診療分から高額療養費制度（外来・個人ごと）が変わります



外来（個人ごと）の自己負担限度額のみをまとめてみました。

70歳未満の方の区分

変更前（～令和8年7月診療分まで）		
区分	所得区分 （標準報酬月額）	自己負担限度額 （外来・個人ごと） （多数回該当※1）
ア	83万円以上	252,600円＋ （総医療費※2－842,000円）×1% 〈140,100円〉
イ	53万～79万円	167,400円＋ （総医療費※2－558,000円）×1% 〈93,000円〉
ウ	28万～50万円	80,100円＋ （総医療費※2－267,000円）×1% 〈44,400円〉
エ	26万円以下	57,600円 〈44,400円〉
オ	低所得者※3	35,400円 〈24,600円〉



変更後（令和8年8月診療分から）		
区分	所得区分 （標準報酬月額）	自己負担限度額 （外来・個人ごと） （多数回該当※1）
ア	83万円以上	270,300円＋ （総医療費※2－901,000円）×1% 〈140,100円〉
イ	53万～79万円	179,100円＋ （総医療費※2－597,000円）×1% 〈93,000円〉
ウ	28万～50万円	85,800円＋ （総医療費※2－286,000円）×1% 〈44,400円〉
エ	26万円以下	61,500円 〈44,400円〉
オ	低所得者※3	36,900円 〈24,600円〉

※1 直近12か月で3回以上上限額に到達した場合、上記の〈 〉内の金額を適用します。

※2 総医療費とは保険適用される診療費用の総額（10割）です。

※3 被保険者が住民税の非課税者で、かつ、現役並み所得者に該当しない方

70歳以上の方の区分

現役並み所得者は3割負担の方、一般・低所得者は2割または1割負担の方を対象とした上限額です。

変更前（～令和8年7月診療分まで）		
現役並み所得者（3割負担の方）		
現役並み所得者Ⅲ	83万円以上	252,600円＋ （総医療費※2－842,000円）×1% 〈140,100円〉
現役並み所得者Ⅱ	53万～79万円	167,400円＋ （総医療費※2－558,000円）×1% 〈93,000円〉
現役並み所得者Ⅰ	28万～50万円	80,100円＋ （総医療費※2－267,000円）×1% 〈44,400円〉
一般・低所得者（2割または1割負担の方）		
一般 （標準報酬月額26万円以下）		18,000円 〈年間上限144,000円〉
低所得者Ⅱ※3		8,000円
低所得者Ⅰ※4		8,000円



変更後（令和8年8月診療分から）		
現役並み所得者（3割負担の方）		
現役並み所得者Ⅲ	83万円以上	270,300円＋ （総医療費※2－901,000円）×1% 〈140,100円〉
現役並み所得者Ⅱ	53万～79万円	179,100円＋ （総医療費※2－597,000円）×1% 〈93,000円〉
現役並み所得者Ⅰ	28万～50万円	85,800円＋ （総医療費※2－286,000円）×1% 〈44,400円〉
一般・低所得者（2割または1割負担の方）		
一般 （標準報酬月額26万円以下）		22,000円
低所得者Ⅱ※3		11,000円
低所得者Ⅰ※4		8,000円

※1 療養を受けた月以前の1年間に、3か月以上の高額療養費の支給を受けた場合（限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む）には、4か月目から「多数回該当」となり、自己負担限度額がさらに軽減されます。

※2 総医療費とは保険適用される診療費用の総額（10割）です。

※3 被保険者が住民税の非課税者で、かつ、現役並み所得者に該当しない方

※4 被保険者とその扶養家族すべての方の収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がなく、かつ、現役並み所得者に該当しない方



★ 本資料は外来（個人ごと）の自己負担限度額のみを掲載しています。

★ 入院・世帯合算・年間上限額は掲載していません。

